

第6章 実施計画

I 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

推進項目	事業名	事業内容	事業の方向性	事業開始年度	方向性	年次計画					役割分担	財源
						28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 住民参加による支え合い活動	(1) 六戸町生活支援体制整備事業 (町受託事業)	地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域の福祉ニーズに即した資源開発やネットワークづくりを行います。高齢者の見守り活動は、委託事業である「ほのぼの交流事業」が平成27年度で終了したことから、民生委員を中心とした見守りサポーターを配置し実施していきます。	介護保険法の改正により市町村を実施主体とした地域支援事業となることから町と連携して取り組んでいきます。	平成28年度	新規						町社協 町・地域包括支援センター 民生委員 生活支援コーディネーター 協議体 見守りサポーター	町受託金
	(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業 (町受託事業)	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、近隣に4人～5人の協力員を配置し、緊急時の安全と不安の解消を目的に、青森県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し24時間体制で見守りをします。また、安心電話協力員（ボランティア）による見守り体制の充実を図るとともに、研修会を開催し人材育成に努めます。	新規設置者の推進、協力員の確保に努めていきます。	平成2年度	継続						県社協 町社協 民生委員 安心電話協力員 行政	補助金 会費 県社協助成金
	(3) ふれあい・いきいきサロン (町受託事業)	地域を拠点として、ボランティアや福祉活動のリーダーなどが中心となり、身近な公民館などを利用して開催します。子どもから高齢者まで地域のだれもが気軽に参加し、町内会及び関係機関と連携をしながら、小地域における介護予防並びに福祉コミュニティづくりの活性化を図ります。	実施地区の拡大とサロンの担い手の確保に努めていきます。介護保険制度改正により平成29年度から新総合事業の一般介護予防事業として実施されることから、町と連携して取り組んでいきます。	平成9年度	継続							町社協 町・地域包括支援センター 民生委員 地域住民
2 福祉団体・当事者団体の支援・育成	(1) 福祉団体への支援	町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ親の会等の福祉団体等への助成金交付と活動の支援・育成を行います。	現状どおり継続していきます。	平成元年度	継続						町社協 福祉団体	町補助金 共同募金配分金
	(2) 介護者の集い	在宅で介護をしている介護者相互による交流・情報交換や心身のリフレッシュを図ることを目的に実施し、介護者の精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図ります。	住民や介護保険事業所、関係機関に周知し、内容を工夫しながら継続していきます。在宅介護者の会の組織化に向けて検討していきます。	平成5年度	継続						町社協 介護保険事業所 関係機関	会費 共同募金配分金 事業収入
	(3) ひとり親家庭親子交流会	母子家庭及び父子家庭に対し、参加者相互の交流を図るとともに、母子父子家庭の各種制度の説明や子育てに関する悩みなど相談する機会を設けます。	関係機関の協力を得ながら、参加者増加に努め継続していきます。実績等を参考に平成29年度に見直しを行います。	平成27年度	継続			見直				町社協 町 県母子寡婦福祉連合会

3 広報活動・福祉活動の啓発	(1) 社協広報誌・社協通信等の発行	社協だより「ふれあい」・社協情報誌「コラボ」、各種パンフレットの活用等により、町社協のPRと福祉情報の提供や啓発を行います。	社協だより「ふれあい」を年3回、社協通信「コラボ」を年9回発行します。町民に関心を持っていただけるよう工夫していきます。	平成元年度	継続	→	町社協 町内会	会費 共同募金配分金
	(2) ホームページによる情報提供	ホームページによる福祉の情報提供や社協が行う事業の啓発などのお知らせします。	現況報告書、決算・定款・役員名簿等のホームページへの掲載義務に伴い、随時更新できるようにします。	平成19年度	継続	→	町社協	会費 共同募金配分金
	(3) 社会福祉大会	社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めると共に社会福祉発展に功績のあった方々への表彰を行います。	内容の見直しを行い、社会福祉大会と社協まつりを併催し、福祉活動の啓発を行います。	平成元年度	継続	→	町社協 民生委員	会費 共同募金配分金 介護保険事業
	(4) 社協まつり	高齢者、障害者並びに児童及びボランティア、各関係団体などの参画をもって、すべての人が福祉を考える機会として、楽しみながら福祉意識の高揚を図ります。		平成8年度	継続	→	町社協 民生委員 福祉団体、関係機関 ボランティア	会費 共同募金配分金 介護保険事業
4 福祉課題の把握及び援護活動	(1) 地域懇談会の開催	地域懇談会を開催し地域の中での困りごと、福祉課題を共有し問題解決に向けて話し合うとともに社協が行う事業のPRを行います。	開催地区が少ないことから、地区、町内会に周知し開催地区を増やしていきます。	平成14年度	継続	→	町社協 町内会 民生委員、地域住民	会費
	(2) 調査・研究	民生委員児童委員と連携により要援護者世帯の把握に努めていきます。また、必要に応じてアンケート調査を実施し福祉課題の把握を行っていきます。	現状どおり継続していきます。	平成元年度	継続	→	町社協 民生委員 関係機関	会費
	(3) 援護活動	自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害見舞金の支給及び災害弔慰金を支給します。	現状どおり継続していきます。	昭和63年度	継続	→	町社協	会費

Ⅱ 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

推進項目	事業名	事業内容	事業の方向性	事業開始年度	方向性	年次別5年計画					役割分担	財源
						28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 福祉教育の推進と人材育成	(1) 出前福祉講座	高齢・障害のある方に対する理解や関心を深めることを目的に、当事者やボランティア、社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き、福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。	学校、町内会、福祉施設等福祉教育に係る関係機関・団体との連携をしていきます。既存のメニューの見直しやニーズに合わせた新規メニューの追加を適宜行います。	平成7年度	継続						町社協 学校 関係機関（講師依頼）	会費 共同募金配分金
	(2) 夏ボランティア体験	7月～8月の「ボランティア体験月間」に、楽しく活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的に実施します。		平成8年度	継続						町社協 福祉施設 学校	会費 共同募金配分金
	(3) 福祉サポーター養成講座	学校等の福祉教育の場面で、体験活動のサポートをする人材や地域福祉活動を支援する人材の養成をします。	地域での福祉活動を支援するボランティア等の人材育成に努めていきます。	平成26年度	継続						町社協 学校・ボランティア	会費 共同募金配分金
	(4) 福祉標語募集事業	福祉思想の高揚を図ることを目的に小学生、中学生、高校生並びに一般から幅広く「思いやりや助け合い」を主題とした標語を募集します。	10年ごとの節目に実施していきます。	平成元年度	継続			○			社協 関係機関	会費 共同募金配分金
2 ボランティア活動	(1) ボランティアセンターの運営	誰もが社会参加できるように、情報提供や活動の場づくり、プログラムの開発などを行います。	地域で支え合う関係やつながりの再構築を目指し、ボランティア活動を推進していきます。ボランティアポイント制度は継続していきます。	平成6年度	継続						町社協 福祉施設 関係機関	会費 共同募金配分金
	(2) 収集ボランティア	収集ボランティアへの参画を呼びかけ、福祉への理解と関心の高揚に努めます。	家庭や学校、職場で誰でも気軽にできるボランティアとして、プルタブ、使用済み切手、ペットボトルキャップの収集活動を推進します。	平成7年度	継続						町社協 学校 企業	
	(3) 除雪ボランティア	概ね75歳以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、自力で除雪が困難かつ家族や親族及び近隣の協力を得られない世帯を対象に除雪ボランティアによる除雪作業を行います。	中・高生のボランティア活動の他、町内会単位でも除雪活動ができる体制を作っていきます。	平成23年度	継続						町社協 ボランティア 中・高校生	会費 共同募金配分金
	(4) 掃除ボランティア	概ね75歳以上の高齢者世帯を対象に、年末にボランティアの協力を得て、高所の掃除を行います。	現状どおり継続していきます。	平成25年度	継続						町社協 学校 ボランティア	会費 共同募金配分金
2 ボランティア活動	(5) サンタボランティア	地域住民相互の連帯感を高めることを目的に、子供達に対し、地区のボランティアがサンタクロースに扮し親から預かったプレゼントを配達します。	町内会、ボランティアの協力により実施していきます。	平成28年度	新規						町社協 ボランティア	会費 共同募金配分金
3 災害時における・災害ボランティア活動	(1) 災害ボランティア活動	災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づきシュミレーションを実施していきます。災害ボランティアの育成・登録、防災・減災に関する研修会の開催により地域で支え合う体制を構築していきます。	大規模災害の緊急時に速やかに対応できる体制を行政、関係機関、ボランティア、町内会などネットワークの構築に努めていきます。	平成23年度	継続						県、町、 県社協、町社協 関係機関・団体 民生委員、町内会	共同募金配分金

Ⅲ 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり

(福祉サービス利用支援の充実)

推進項目	事業名	事業内容	事業の方向性	事業開始年度	方向性	年次計画					役割分担	財源
						28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 総合的な相談支援体制の強化	(1) 心配ごと相談事業	誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所を月2回開設します。行政合同相談・人権合同相談を年2回開設します。	心配ごと相談所は利用者が減少してきていることから、相談実績等を参考に相談体制の検討を行います。	昭和63年度	継続 検討			見直し			町社協、町 心配ごと相談員 関係機関	会費 補助金
	(2) 福祉総合相談	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等の職員が随時、町民の相談に対応し、問題解決の支援に努めます。	様々な社会資源と連携し、課題解決に向けた相談と援助を一体的に提供する相談機関の確立に努めます。相談内容は、職員や相談員で共有・検討し、相談員及び職員の相談機能を高めていきます。	昭和63年度	継続						町社協、町 関係機関 地域包括支援センター	会費
	(3) 生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方々を、早期に発見し、上北自立支援窓口へ繋ぎ、自立相談窓口や機関と連携し、自立に向けたきめ細かい支援を行います。	地域住民、関係機関、民生委員等に対し事業を周知し、生活困窮者の早期発見・把握に努め、生活困窮者が必要な支援を受けられるようにします。自立相談支援機関と連携の上、地域における生活困窮者支援のネットワークに積極的に参画します。	平成27年度	継続						上北地域自立相談窓口 (七戸町社協) 県社協 町社協 関係機関	
2 福祉サービス利用支援	(1) 日常生活自立支援事業	高齢、知的障害、精神障害者により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用時の適切な支援や金銭管理等のサービスを提供し、地域で安心して生活を送ることができるよう支援していきます。	現状どおり継続していきます。判断能力の低下により、成年後見制度への移行が必要な方は、関係機関との連携により法定後見への移行を支援していきます。	平成11年度	継続						町社協、県社協 基幹的社協(三沢市社協) 地域包括支援センター 生活支援員	会費
	(2) 福祉サービス苦情受付体制の運営	社会福祉法第82条によって、利用者等からの苦情を解決するための体制を整備し利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、密室化せず利用者が本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。	福祉サービス利用者や住民、職員への苦情受付体制の意義について周知し、苦情や意見・要望が出しやすい環境づくりに努めます。利用者などから寄せられた苦情・意見等は職員全員で共有し、サービスの改善や室の向上に努めます。	平成12年度	継続						町社協、県社協 町 第三者委員	会費
3 低所得者等に対する資金の貸付と支援	(1) 生活福祉資金貸付制度	低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。	借受世帯について、県社協、民生委員と連携し生活状況の把握、償還指導を行い、世帯の自立に向け支援していきます。	昭和63年度	継続						町社協 県社協 民生委員 貸付調査委員	会費 県社協助成金
	(2) たすけあい資金貸付制度	低所得者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活を送れるように支援します。	経済的困窮者等への緊急的なサービス(現物支給)の実施なども含め検討し、事業を継続していきます。	昭和63年度	継続						町社協 民生委員 正副会長	会費
	(3) 高額療養費資金貸付制度(町受託事業)	医療費が高額になった場合、当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸し付けして適切な療養の確保と家計負担の軽減を図ることを目的に貸付します。	限度額摘要認定証(入院・外来とも適用)の交付により、本制度の利用者がいないことから、事業の必要性を町と協議していきます。	昭和63年度	継続 協議						町社協 町	町補助金

Ⅳ 自立した暮らしを支えるサービスの充実

(在宅福祉サービスの充実)

推進項目	事業名	事業内容	事業の方向性	事業開始年度	方向性	年次計画					役割分担	財源
						28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 高齢者・障害者等の生活支援サービス	(1) 在宅介護用器具貸出	在宅で要介護者を介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャジベットを無料で貸し出します。	介護保険事業での福祉用具貸与の利用者が増加しており、本事業の利用者が減少していることから、サービスの必要性を調査し事業の継続を協議していきます。	平成2年度	継続						町社協	会費
	(2) 移送サービス事業	在宅高齢者や障害者を対象に、公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に通院・買物等を目的に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。	住宅型有料老人ホームなど、介護保険上在宅扱いされている施設入所者は対象から除き事業は継続していきます。	平成10年度	継続						町社協 有償運転ボランティア	会費 利用料
	(3) 軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に軽易な日常生活上の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、調理、買物等の家事援助等を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。	現状どおり継続していきます。平成29年度より新総合事業の一般介護予防事業として実施することから、内容等については、町と協議していきます。	平成12年度	継続						町社協 地域包括支援センター	町受託金
	(4) 救急医療情報キットの配布	ひとり暮らしの高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの情報、緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、万一の緊急時に備えます。	対象者へ事業を周知し、希望者へ随時配布します。	平成28年度	新規						町社協 民生委員児童委員	共同募金配分金
2 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	(1) グラウンド・ゴルフ大会	生涯スポーツの一つとして、グラウンド・ゴルフを通じて、健康の保持と高齢者相互の交流を図ります。	現状どおり継続していきます。平成29年度より新総合事業の一般介護予防事業として実施することから、内容等については、町と協議していきます。	平成11年度	継続						町社協・町 町老人クラブ連合会 町グラウンドゴルフ協会	町受託金
	(2) 元気はつらつ教室	概ね65歳以上の高齢者を対象に、毎週金曜日、筋力アップ、健康体操などを行い高齢者の介護予防に努めます。		平成27年度	継続						町社協・町 地域包括支援センター	町受託金
	(3) 町老人福祉センターの運営	概ね60歳以上の町民を対象とした火曜日・金曜日の週2回の入浴日の他、町老人福祉センターの管理運営を行います。	高齢者の生きがいづくりの拠点として、管理運営に努めます。受託内容や方向性については、都度、町と協議します。	平成5年度	継続協議						町社協 町	町受託金

3 介護保険事業（介護保険法）	(1) 居宅介護支援事業	高齢者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、事業の実施にあたっては、行政・地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的に福祉サービスを調整して支援します。	利用者及び事業収入の増加のための対策を協議し、継続していきます。	平成12年度	継続						町社協 地域包括支援センター 介護保険施設等 介護保険施設等	介護報酬 町受託金	
	(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業	要支援または要介護状態の方に対し、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自立した生活を営むことができるように入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。		平成12年度	継続							介護報酬 利用者負担金	
	(3) 訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業	要支援または要介護状態の方に対し、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自宅において入浴の援助を行うことによって、利用者の清潔保持、心身機能の維持・向上を図ります。		平成12年度	継続							介護報酬 利用者負担金	
4 障害者福祉サービス事業の推進（障害者総合支援法）	(1) 障害福祉サービス 居宅介護（ホームヘルプサービス）	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児を対象に、身体介護、家事援助を行います。		平成18年度	継続							町社協	障害者福祉サービス費 利用者負担金
	(2) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的にを行います。		平成18年度	継続							町社協	障害者福祉サービス費 利用者負担金
	(2) 相談支援事業（指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業）	地域で暮らす障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成、及びサービス等の利用計画の見直しを行います。入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、施設や病院と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。		平成28年度	新規							町社協 障害者支援施設	障害者福祉サービス費

V 民間性を発揮し自立した社協づくり（組織基盤の強化）

推進項目	事業名	事業の具体的な実施内容	事業の方向性	事業開始年度	方向性	年次別計画					協働機関	財源
						28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 組織体制の充実	(1) 理事会の開催	執行機関である理事会を開催します。	現状どおり継続していきます。	昭和63年度	継続	→					町社協	会費
	(2) 評議員会の開催	法人運営上の議決の機関として評議員会を開催します。		昭和63年度	継続	→					町社協	会費
	(3) 監査の実施	理事の業務執行状況及び法人の会計・財産の状況、事業等が適正に実施されているか監査します。	監事の監査を年3回、職員による年2回の内部監査を実施していきます。	昭和63年度	継続	→					町社協	会費
	(4) 委員会の充実	事業の推進にあたって、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するために、地域福祉活動委員会、理事・評議員等選任委員会、活動指針策定委員会等を開催していきます。	地域福祉委員会を年2回、活動指針策定委員会を年1回開催し、活動指針の進行管理を行っています。	昭和63年度	継続	→					町社協	会費
	(5) 役員研修会	町、郡、県社協等が主催する各種研修会に参加し地域福祉の課題や社協の役割について、理解と認識を深め組織体制の充実に努めます。本会主催の研修会は2年ごとに開催していきます。	現状どおり継続していきます。	平成3年度	継続	→					社協 県社協 郡社協 広域社協	会費
	(6) 財務管理運営	社会福祉法人会計基準や社協経理規定により内部牽制をルール化し、適切に経理処理や財務諸表の作成を行います。	定期的に、地域福祉活動や介護保険事業等のコスト分析や利用者数の推移、利用率等の分析を行い経営状況の把握、課題等を明確にし、改善に向けて取り組んでいきます。	平成22年度	継続	→					町社協	会費
	(7) 職員の資質向上	職員の資質向上のために、目標として国家資格取得を進めていきます。職員が社会福祉士又は介護支援専門員、介護福祉士を取得することを目指します。	組織として職員の求める姿勢を明示し、職員ごとに教育・研修計画を策定し、国家資格取得を進めていきます。	平成元年度	継続	→					町社協	会費
2 自主財源と公的財源の確保	(1) 社協会員増強運動の推進	社協活動が、住民の参加協力のもとに推進できるように、新規会員の確保と既存会員の継続加入に努めます。	町内会未加入世帯の会員促進に努めて行きます。	平成元年度	継続	→					町社協	会費
	(2) 赤い羽根共同募金運動の推進	共同募金運動の趣旨を理解していただき募金活動への協力をお願いすると共に、募金実績により配分される共同募金配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。	募金運動を工夫しながら継続していきます。	昭和63年度	継続	→					町社協 町共同募金委員会 県共同募金会	共同募金委員会
	(3) 町補助金・受託金の安定確保	社協が公益性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望します。	事業量に合った職員数の確保を目指し、継続的に要望していきます。	昭和63年度	継続	→					町社協	補助金
3 人材の養成	(1) 実習生等の受入れ	福祉の人材を育成は事業者の社会的責務であることから、社会福祉士実習（大学生等）と職場体験（中学生）の受け入れ、次世代の福祉を担う人材育成を支援します。	実習受入れマニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した社会福祉士が中心となり、組織内の共通認識のもとに実習生を受入れします。	平成17年度	継続	→					町社協 実習指導者（社会福祉士） 養成校（大学）・実習生	会費 実習費